

議案第十五号

杉並区職員定数条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成十九年二月二十日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区職員定数条例の一部を改正する条例

杉並区職員定数条例（昭和二十九年杉並区条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「、教育委員会の所管する学校（健康学園を含む。）及び幼稚園」を削り、「並びに」を「及び」に改め、「事務局」の下に「並びに教育委員会の所管する学校（健康学園を含む。以下同じ。）及び幼稚園」を加え、「助役、収入役」を「副区長」に改める。

第四条第一項中「三三二人」を「三二七七人」に、「一七人」を「一六人」に、「の事務局並びに学校及び幼稚園」を「及び学校」に、「六八一人」を「六一三人」に、「幼稚園教育職員」を「学校教育職員及び幼稚園教育職員」に、「三〇人」を「五五人」に、「七一人」を「六六八人」に、「五人」を「四人」に、「四〇七三人」を「三九八三人」に改める。

附 則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

（提案理由）

職員の定数を改めるとともに、新たに学校教育職員の定数を定める等の必要がある。

杉並区職員定数条例の一部を改正する条例新旧対照表

資料

新 条 例	旧 条 例
<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例で「職員」とは、区長、議会、教育委員会</p> <p>管理委員会、監査委員及び農業委員会の事務部局並びに教育委員会の所管する学校(健康学園を含む。以下同じ。)及び幼稚園に常時勤務する地方公務員(副区長及び教育長を除く。)をいう。</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第四条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 区長の事務部局の職員(福祉事務所の職員を含む。) 三二七七人</p> <p>二 議会の事務部局の職員 一六人</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例で「職員」とは、区長、議会、教育委員会、教育委員会の所管する学校(健康学園を含む。)及び幼稚園、選挙管理委員会、監査委員並びに農業委員会の事務部局</p> <p>に常時勤務する地方公務員(助役、収入役及び教育長を除く。)をいう。</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第四条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 区長の事務部局の職員(福祉事務所の職員を含む。) 三三二二人</p> <p>二 議会の事務部局の職員 一七人</p>

三 教育委員会の事務局並びに教育委員会の所管する学校及び幼稚園の職員

イ 教育委員会及び学校の事務局の職員 六一三人

ロ 学校教育職員及び幼稚園教育職員 五五人

計 六六八人

四及び五 略

六 農業委員会の事務局の職員 四人

合計 三九八三人

2
3
4
略

三 教育委員会の事務局並びに教育委員会の所管する学校及び幼稚園の職員

イ 教育委員会の事務局並びに学校及び幼稚園の事務局の職員 六八一人

ロ 幼稚園教育職員 三〇人

計 七一一人

四及び五 略

六 農業委員会の事務局の職員 五人

合計 四〇七三人

2
3
4
略